

堺市上下水道局が実施する物品調達の見積合せ参加に係る留意事項

上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)から見積依頼を受けた者及び上下水道局(以下「局」という。)が実施する物品調達の公募型見積合せに参加を希望する者(以下「見積合せ参加者」という。)は、堺市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)第3条により準用する堺市契約規則(昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。)に定める事項のほか、次の事項に留意し、見積合せに参加すること。

- 1 見積合せ参加者は、見積合せ説明書、仕様書(図面等の関係書類を含む。以下同じ。)及び現場等を熟覧の上、見積書を提出しなければならない。この場合において、仕様書について疑義があるときは、局の関係職員の説明を求めることができる。
- 2 見積合せ参加者は、局の様式又は同様の項目を満たす様式で見積書を作成し、見積金額及びその内訳(品名、数量、単価等)を明確に記載しなければならない。
- 3 見積書は、本市の入札参加資格に契約先として登録している住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、本市に届け出た使用印鑑(以下「使用印鑑」という。)を鮮明に押印した上、局が指定する期限(以下「見積書提出期限」という。)までに局が指定する場所(以下「見積書提出場所」という。)へ提出しなければならない。
- 4 見積書の提出方法は、見積書提出場所への持参、郵便(書留郵便等の配達記録が残る方法による発送を推奨し、見積書提出期限必着とする。)、FAX又は電子メールによるものとする。
- 5 見積合せ参加者は、見積書を提出した後は、当該見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- 6 見積合せ参加者は、見積書提出期限までの間、文書又は口頭にて申し出ることいつでも見積りを辞退することができる。ただし、見積書を提出した後は辞退することができない。なお、見積りを辞退した者は、これを理由として後の見積合せ等への参加について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 8 見積合せ参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積合せ参加者と見積価格又は見積り意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 9 見積合せ参加者は、当該見積合せに係る契約の相手方の決定前に、他の見積合せ参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。
- 10 管理者は、見積合せ参加者が見積合せに関し妨害行為若しくは不正な行為をし、又はそのおそれがあると認めるときは、当該見積合せ参加者を見積合せ参加を拒否することができる。
- 11 管理者は、不正な見積合せが行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理

由があるときは、見積合せの執行の延期、若しくは見積合せを取り止めることができる。

- 12 管理者は、見積合せ参加者が1者に満たないときは、当該見積合せを中止するものとする。
- 13 次の各号の一に該当する見積りは無効とする。
 - (1)誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
 - (2)見積金額の記載を訂正したとき。
 - (3)見積書に記名、押印(使用印鑑に限る。)又は記載すべき事項がないとき又は判然としないとき。
 - (4)見積書が所定の日時、場所に提出されなかったとき。
 - (5)1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき。
 - (6)明らかに連合によると認められるとき。
 - (7)前各号に掲げる場合のほか、局の指示に違反し、若しくは見積りに関する必要な条件を具備していないとき。
- 14 見積書提出期限内に有効な見積書を提出した者のうち、局の予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が局にとって最も有利な申込みをしたものを原則として契約の相手方に決定する。なお、当該の者がFAX又は電子メールにより見積書を提出していた場合は、必ず原本を提出しなければならない。
- 15 契約に当たっては、別途定めがある場合を除き、次の各号の条件を適用する。
 - (1) 契約の相手方として決定された者(以下「受注者」という。)は、契約物品の納品の際に品名、数量、単価、金額等を記載した納品書を添えて局に通知するものとする。
 - (2)局は、前号の通知を受けた日から10日以内に契約物品の検査を行うものとする。
 - (3)受注者は、前号の検査に合格したときは、支払請求書を局に提出し、契約代金の支払を請求するものとする。
 - (4)局は、前号の支払請求書を受理したときは、その受理した日から起算して 30 日以内に受注者に支払うものとする。
- 16 見積合せ参加者等は、見積り後に本書、仕様書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。